

国保「資格証」の義務的交付に関する改善要望書

前略 国民医療確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、保団連では、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証」）を交付された市町村国保被保険者の2006年度における受診率調査を実施しました。

調査の結果、「資格証」の交付を受けた被保険者の受診率（推計）は、一般被保険者の受診率に比べて著しく低く、最大で344分の1（山梨県）、最小でも18分の1（青森県）であり、39道府県における乖離の単純平均では、51分の1であり、「資格証」の交付を受けた被保険者は、必要な療養が著しく抑制されていることが判明しました。

この傾向は、2003年度調査、2004年度調査、2005年度調査と同様でした。

しかも一般被保険者受診率が2005年度対比で全ての都道府県で増加しているのに対して、「資格証」を交付された被保険者の受診率は、2005年対比が可能な29道府県中、20道府県で低下していました。29道府県の単純平均では、一般被保険者の受診率が31.⁵⁸上昇しているのに対して、「資格証」の受診率は1.¹²低下していました。

「資格証」の交付を受けた被保険者については、必要な療養が著しく抑制されていると言わざるを得ません。このままでは「資格証」を交付された患者が、医療を受けられず、死に至る事例が増加してしまいます。

「資格証」の義務的交付は、国保保険料（税）の滞納対策として打ち出されましたが、「資格証」の義務的交付が開始された2001年度以降、滞納世帯は増加傾向にあり、「資格証」の交付が収納率向上に奏功していないことは明らかです。

滞納の基本的要因は、所得に比べ保険料（税）が高すぎることにあります。

国保加入世帯は、無職世帯主が53.⁸%で、「所得なし」世帯が27.¹%となっており、低所得者及び高齢者が多いという構造的な問題を抱えています。1世帯当たり所得額は168.⁷万円です。（厚生労働省「平成17年度国民健康保険実態調査報告」）

しかし、所得の減少にも関わらず保険料（税）は年々引上げられ、保険料率（所得に占める保険料（税）の割合）は、2002年度に8%を超えて推移しています。

被保険者が実際に支払う保険料（事業主負担を除く）は、政管健保が平均で4.¹%、健保組合が平均で3.²⁷%であるのに対して、国保の場合は8.⁴⁷%となっております。

さらに、平成17年度「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省保険局）によれば、加入世帯の27.¹%を占める「所得なし」世帯から、1世帯当たり25,836円（年）もの保険料（税）が徴収されています。

その結果、「払いたくても払いきれない保険料」の実態が広がっています。

こうした実態を無視した「資格証」の交付は、滞納世帯に対する著しい受診抑制としてのみ機能していると言えます。

よって、国保制度の健全な運営を取り戻すために、次の事項を強く要望します。

記

1 実態の把握・検証について

厚生労働省において、特別療養費の届出数及び「資格証」の交付を受けた被保険者の受診実態及び健康状態を把握すること。

2 国民健康保険料（税）について

- ①国民健康保険制度に対する国庫負担金を医療費の45%に戻し、被保険者が実際に支払う保険料率を少なくとも他の医療保険なみに引き下げること。
- ②統一的な保険料（税）減免制度を国の責任において創設し、十分な財政措置をとること。
- ②保険料（税）算出にあたっては自治体の裁量を認め、応益割比率を強めるよう指導や助言を行わないこと。
- ③都道府県として、国保法75条による国保補助金制度を創設・拡充し、加入者負担の軽減を図るよう指導すること。
- ④すべての市区町村において保険料（税）減免制度を設けるよう指導を徹底すること。その際、低所得者に係る減免基準については、少なくとも生活保護基準の1.5倍程度とするよう指導すること。
- ⑤減免制度に該当することが市区町村で判断できる場合は、被保険者の申請がなくても市区町村長の職権で減免を適用するよう取扱いを改善すること。

3 国保証の取り上げと、「資格証」の交付について

- ①国保法の主旨に鑑み、滞納対策と被保険者の療養の確保を切り離して扱うこと。
- ②国保被保険者証（以下、正規証）取り上げと「資格証」の交付制度を廃止すること。住居が判明している被保険者については、いかなる場合も「正規証」を交付し、未交付（窓口預かり）をなくすこと。
- ③少なくとも「正規証」を返還請求する場合は、滞納世帯主に面談し「特別の事情」の有無を把握した上で行き、単に呼び出しに応じないことをもって返還請求を行わないこと。返還請求にあたっては、生活状況を把握し、減免規定に該当する場合は、減免方法等を親切に説明すること。保険料（税）を分納せざるを得ない場合は「特別の事情」に該当する扱いとすること。
- ④正規証の返還請求から除外する対象に、次の者を加えること。
 - ・65歳～75歳未満の高齢者
 - ・地方単独医療費助成事業の受給者
 - ・就学援助、児童扶養手当等の「公の援助」を受けている世帯
 - ・生活が困難な世帯（生活保護基準の1.5倍程度まで）
 - ・「資格証」を交付されている世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合（医師の応召義務に鑑み、「資格証」を交付された被保険者が病気・負傷等で治療が必要となり、その旨医療機関から連絡があった場合は、保険者は直ちに正規証を交付する取扱いとすること）
- ⑤返還を求めている正規証の有効期限が切れた場合は、返還があったものとみなさず、正規証を交付した上で返還請求を行うこと。

4 特別療養費の取扱いについて

「資格証」を持参した患者が医療機関の窓口で医療費の支払をしなかった場合は、保険者が医療機関に医療費を支払う措置をとること。

5 後期高齢者について

後期高齢者の保険料を引き下げ、後期高齢者に対する保険証取り上げと「資格証」の交付をやめること。